

## 【総務課からのお知らせ】～人事異動（12月1日付）～

◎余市町発令 ※（ ）は前職

- 民 生 部** ▼町民福祉課児童福祉対策室長（兼）児童福祉係長 **小林武**（保健課主幹（兼）事務係長）  
▼保健課医療係長 **住吉孝之**（経済部商工観光課商工労政係長（兼）勤労青少年ホーム業務係長）  
▼保健課事務係長 **石岡孝弘**（保健課医療係長）  
▼保健課医療係主事 **山本康介**（町民福祉課民生年金係主事）
- 経 済 部** ▼商工観光課主幹（兼）勤労青少年ホーム館長（兼）業務係長 **笹山美幸**（民生部町民福祉課児童福祉対策室長（兼）児童福祉係長）  
▼勤労青少年ホーム館長の兼務を解き、兼ねて商工労政係長 **山本芳和**（商工観光課主幹（兼）勤労青少年ホーム館長）  
▼（兼）勤労青少年ホーム業務係主事 **冷水祥平**（商工観光課観光振興係主事（兼）商工労政係主事）

## 【税務課からのお知らせ①】～固定資産税の課税の特例について～

過疎地域等の指定による課税の特例により、町内において対象業種の用に供する施設・設備を平成30年中に新設または増設した場合、申請により固定資産税の課税免除等を受けられる場合があります。

詳しくは町ホームページをご覧ください。課税グループまでお問合せください。

### 特例の種類

- ①過疎地域指定における課税免除の対象となる業種  
・製造業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿業を除く）
- ②半島振興対策実施地域における不均一課税の対象となる業種  
・製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿業を除く）

申請期限

**1月31日（木）**

## 【税務課からのお知らせ②】～固定資産税（償却資産）の申告をお願いします～

個人または法人で確定申告において減価償却費として必要経費に算入される事業用資産を1月1日現在、所有されている場合は、固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

平成29年中に資産を有し申告された方には、昨年12月に申告用紙を送付しています。

前年まで資産がない方で新たに資産を取得された場合は、申告用紙を送付しますのでご連絡ください。

なお、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき取得した資産または生産性向上特別措置法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した資産については固定資産税の特例が適用される場合があります。詳細については、お問合せください。

提出・問合せ 税務課 課税グループ ☎ 21-2115

申告期限

**1月31日（木）**

## 【余市税務署からのお知らせ】～平成30年分の確定申告は2月18日から～

### 確定申告について

平成30年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、2月18日（月）から3月15日（金）までとなります（土、日曜日を除く）。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送等により提出することができます。

「確定申告書等作成コーナー」には、初めての方でも操作しやすい「給与所得や年金所得のみの方専用の画面」などもありますので、是非ご利用ください。

既に税務署で「ID・パスワード方式の届出」の手続きがお済みで「ID・パスワード方式の届出完了通知書」をお持ちの方はスマートフォン等のタブレット端末で「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxでの送信が可能です。

税務署などの確定申告会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」とあわせ「ID・パスワード方式の届出完了通知書」のほか、確定申告に必要な書類および印かんをご持参ください。

### 余市税務署への申告書・届出書等の提出について

**郵 送**：申告書・届出書等を郵送される場合は、次のように宛て先を記載のうえ、郵送してください。

〒047-8588 小樽税務署内「申告書等集中処理担当部署」宛  
（住所は記載不要ですが、郵便番号は必ず記載願います。）

**窓口提出**：窓口で提出される場合は、余市税務署総合受付もしくは小樽税務署内「申告書等集中処理担当部署」に提出してください。

**e-Tax**：e-Taxで提出される場合は、余市税務署を選択のうえ、送信してください。

問合せ 余市税務署 ☎ 25-1009

